

平成30年度 菅谷小学校いじめ防止基本方針

新発田市立菅谷小学校

1 いじめの定義といじめ防止の基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止のための取組の基本方針

- ① 偏見や差別を見抜く感性を磨くとともに差別を許さない心情を育み、いじめを許さない、見過ごさない学級づくりに努める。
- ② 教育活動全体を通して基本的人権を尊重し、自己有用感をもつ児童を育てる。
- ③ いじめの早期発見・即時対応・早期解決に向けた取組を教職員一同全校体制で行う。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、保護者・各種関係機関と協力して解決にあたる。

2 いじめ防止対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止に向けた中核となる常設の組織

「いじめ・不登校・問題行動対応委員会」「生活指導部会」「学年部会」

(2) いじめ発生等、生徒指導上の課題に関して随時対応する組織

「いじめ・不登校・問題行動対応委員会」「いじめ防止等対策委員会」

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

- ① 心理や福祉の専門家→新発田市SSW
- ② ・弁護士 ・医師 ・教員又は警察官経験者 ・学校医 ・主任児童委員 ・該当児童主治医
・菅谷駐在 ・学校派遣カウンセラー

(4) 「いじめ・不登校・問題行動対応委員会」の役割

- ① 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの通報・相談の窓口

ア、通報の窓口

学級担任（情報を有した者）→生徒指導主任→教頭（校長）→「いじめ・不登校・問題行動対応委員会」「拡大三者会」

*生活指導主任が不在の場合は教頭（校長）へ先に報告する。

イ、相談の窓口

いじめの相談窓口として、児童、保護者に周知する。相談に対して即時に「いじめ・不登校・問題行動対応委員会」「拡大三者会」が対応を開始する。

- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等の情報の収集と記録、共有

- ④ いじめの疑いに関する情報があつた時の緊急会議の実施、いじめの情報迅速な共有、関係児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応の実施
- ⑤ 必要に応じた説明（公表）への対応決定
- ⑥ いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施

3 いじめ防止に向けた取組

(1) いじめ防止に向けた体系的、計画的な取組

いじめ防止に向けた指導内容及び年間指導計画→別紙「菅谷小いじめ防止学習プログラム」

ア いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・いじめを題材にした道徳の時間の指導
- ・人権強調週間における全校道徳授業
- ・安心・安全に授業に参加できる学習規律の確立
- ・一人ひとりが活躍できる場の設定
- ・その他

イ 温かい人間関係を育む学級経営

- ・学級での自主的なイベント活動
- ・グループエンカウンター活動
- ・ソーシャルスキルトレーニング

ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ・児童が主体的に行う「いじめ見逃しゼロスクール集会」（絆集会）
- ・保護者、地域と共に行う「いじめ見逃しゼロ強調月間」
- ・保護者、地域と共に行う「思いやりの実」の実施
- ・縦割り班活動年間指導計画に基づく異学年交流指導
- ・豊かな情操を養う栽培・飼育活動
- ・その他

(2) 教育相談

- ① 学級担任による定期的及び必要が認められる場合に実施
- ② 児童や保護者の申し出による「いじめ・不登校・問題行動対応委員会」での相談
- ③ スクールカウンセラーやS S Wの活用
- ④ 教育相談実施後の情報共有と迅速な対応

(3) 早期発見、即時、確実な対応のための実施事項 別紙（いじめ対応マニュアル）

【把握】

- ① 職員は、児童の日々の様子を観察すると共に、Q-U アンケート、学校生活アンケート、長期休業明け（始業日）アンケートを実施する。
- ② 職員は、児童との良好な人間関係を構築し、児童が悩みなどを相談しやすい環境づくりに努める。
- ③ 職員は、ささいな変化を見逃さないよう、気がかりな状況やいわゆる「ヒヤリ・ハット」のように重大な結果を招く恐れのある事例についても、別紙「記録用紙」への記録をおこなう。
- ④ 複数の目でささいな変化に気づくよう、職員は、職員朝会や職員集会、「子どもを語る会」、職員会議等を利用して、全職員に知らせ情報の共有を図る。

【発見】

- ① いじめに係る情報が職員に寄せられたまたは発見したときは、他の業務に優先して、かつ、即日該当情報を生活指導主任（教頭）を通して、「いじめ・不登校・問題行動対応委員会」に報告し、学校の組織的対応につなげる。

【報告・情報の共有】

- ① 報告すべき内容は、「いつ、どこで、誰が、なにを、どのように、その他」をもれなく遺漏なく報告すること
- ② 軽い気持ちで相手を傷つけたが、すぐ加害者が謝罪し、職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができたなど、即時に解消したいじめ、軽微ないじめも含めて、職員は前項と同じように報告する。
- ③ 「いじめ・不登校・問題行動対応委員会」は報告された情報については、記録として蓄積していくと共に、職員朝会、職員会議等を利用して全職員に周知する。

【即時・確実な対応】

- ① いじめの事実確認と並行して、第一に被害者をいじめから救済し、保護者を安心させる。
- ② いじめの被害者に寄り添い、見守っていく。
- ③ 対処方針について被害者及びその保護者に事前に説明した上で、実行に移す。
- ④ 被害者が傷ついていること等を加害者に認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者もいじめの事実を正確に説明し、保護者も学校と協力して加害者を指導するよう促す。
- ⑤ 学校の対応について記録を詳細に残し（別紙「記録用紙」を利用）、保護者への情報提供を丁寧に行う。
- ⑥ 「いじめの解消」とは、被害者がいじめによる苦痛を感じなくなるときである。いじめが解消に至るまで、被害者への支援を継続していく。

4 校内研修

- (1) 年度初めに全教職員による「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る会の研修
- (2) いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修（年間1回）
- (3) 教育相談等いじめ未然防止に関わる研修
- (4) チェックリストを作成し、全教職員による共通理解

5 いじめ防止に向けた取組の評価

- (1) 定期的アンケート（児童）の分析結果の重視
- (2) 「学校評価」の教育活動、運営活動にいじめ防止に向けた取組を入れ、毎年度評価改善を行う。

6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- (1) いじめ防止の取組に係る活動への、保護者や地域への参加、参観を呼びかける。
- (2) いじめ防止の取組やいじめの実態に関する調査結果等について便りを発行する。
- (3) 作成した学校いじめ防止基本方針をHPで公表すると共に、年度始めの学校説明会を利用して、学校いじめ防止基本方針の説明を行う。
- (4) 中学校区「三校連絡協議会」での情報共有。同共通認識による取組の推進

- (5) 中学校区健全育成組織「すこやか育成会」での学校いじめ基本方針の説明および、情報の共有化

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ア 児童生徒が自殺したまたは、自殺の企図が発覚した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 人権を著しく侵害する行為が生じた場合
 - エ 金品等に重大な被害を被った場合
 - オ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）
- *上記に関しては、30日に達する前から市教育委員会に報告、相談するとともに、聴取等を開始する。
- ③ 児童または保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき

(2) 重大事態の報告

重大事態発生 学校→市教育委員会→新発田市長

*学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり

(3) 調査の主体について

- ① 学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
- ② 市教育委員会が主体となって行う場合
- *学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

(4) 調査を行う組織

- ① 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ② 学校における「いじめ・不登校、問題行動対応委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ③ この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない者（第三者）参加を図る。
- （例：市教育委員会 S S W 市担当弁護士 学識経験者 精神科医 職能団体等）

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② 不都合なことがあっても事実にしつかりと向き合う。
- ③ 「事実を明確にする」ために次の観点に留意する。
- ア いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」
 - イ 「いじめの背景」「児童の人間関係にどのような問題があるか」
 - ウ 「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明らかにする。

○ いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

ア いじめられた児童、在籍児童、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。

イ いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先する。

ウ いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○ いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係について説明する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・ いじめ行為がいつ ・ 誰から ・ どのような態様で
- ・ 学校がどのように対応したか

イ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童及びその保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に送付する。